

境港管理組合低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領

1 目的

この要領は、請負契約の適正な履行と工事品質の確保を図るため、入札に付した建設工事を著しく低額な価格で落札した者に対して求める現場に配置する技術者の専任及び増員並びに現場管理体制の強化に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用対象工事

この要領は、鳥取県内にて発注する建設工事のうち、次に掲げる建設工事（以下「適用対象工事」という。）の入札に適用する。

- (1) 次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる請負対象設計金額以上の建設工事

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	4億円
建築一般以外の発注工種	2億円

- (2) 前表の右欄に掲げる請負対象設計金額未滿の建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の規定による総合評価一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）を適用する建設工事

3 増員対象業者

この要領の対象となる事業者（以下「増員対象業者」という。）は、適用対象工事ごとに定める調査基準価格（境港管理組合調査基準価格及び最低制限価格等設定要領第5条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者又は共同企業体（現存する2以上の事業者が共同して建設工事を施工するために用いる共同経営の方式をいう。以下同じ。）の構成員のいずれか（当該共同企業体が分担施工方式の場合にあっては、その構成員の全員）とする。

4 増員対象業者に求める措置

管理者は、増員対象業者に対して、次に掲げる措置を求めることができる。

- (1) 適用対象工事の請負対象金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項の規定による専任の主任（監理）技術者を必要とする金額（以下「専任金額」という。）未滿の場合は、主任（監理）技術者を現場に専任で配置すること。
- (2) 適用対象工事の請負対象金額が専任金額以上の場合は、適用対象工事の施工期間中、その施工現場に主任（監理）技術者を補助する者として次の要件のすべてを具備している者（以下「追加技術者」という。）を1名以上追加して配置すること。
- ア 当該工事の発注工種に応じて別表に定める資格（以下「特定資格」という。）を備える者で、専任で配置できるものであること。
- イ 建設工事における配置技術者等の適正な運用について（平成20年5月8日付第200800024787号鳥取県県土整備部長通知）3及び8に掲げる要件を具備する者であること。

(3) 適用対象工事の施工現場に配置する主任（監理）技術者、現場代理人及び追加技術者（以下「技術者等」という。）は、それぞれ兼務を認めない。ただし、専門技術者は、当該適用対象工事の技術者等との兼務を妨げるものではない。

5 追加（専任）技術者調書

(1) 増員対象業者は、追加（専任）技術者調書（別記様式）に適用対象工事に配置する追加（専任）技術者の氏名等を記載し、管理者の求めに応じて提出する。

(2) 増員対象業者は、適用対象工事の施工期間中、追加（専任）技術者調書に記載された者を変更してはならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

6 落札者の決定手続

(1) 入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）は、当該入札において増員対象業者が落札予定者となった場合は、当該落札を保留し、当該増員対象業者に追加（専任）技術者調書に記載された技術者を当該入札に係る建設工事に配置することができるかどうかを確認するものとする。

(2) 追加（専任）技術者調書を提出しない、又は(1)による確認の結果不相当と判断された増員対象業者は、失格とする。

7 契約書の取扱い

増員対象業者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約書については、契約約款の第10条第6項中「主任技術者」を「専任の主任技術者」とし、また同条第7項中「7 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。」を、「7 現場代理人又は主任技術者（監理技術者）は、専門技術者を兼ねることができる。」とする。

附 則

この改正は、平成16年10月22日から施行し、平成16年10月22日以降に調達公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成19年10月26日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月28日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成20年9月5日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成27年5月25日以降に調達公告を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、平成30年6月1日以降に調達公告を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、令和5年1月1日以降に契約を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、令和7年2月1日以降に契約を行う建設工事の入札から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

(別記様式)

追 加 (専 任) 技 術 者 調 書

本件工事における追加（専任）技術者の配置について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他工事に従事していないこと、及び記載内容、並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名： _____

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可（ - ）第 _____ 号
住 所
商号又は名称
代 表 者

担当者
連絡先(電話)
連絡先(ファクシミリ)

追加（専任）技術者の配置の可否	(配置可能 ・ 配置不可能)
追加（専任）技術者の氏名	
継続雇用期間	(3ヵ月以上 ・ 3ヵ月未満)
調達公告で定める資格に係る資格者証	名称 (_____) 年 月 日交付 交付番号 (_____)
備 考	監理技術者資格者証 (建設業の種類： _____) 年 月 日交付 交付番号 (_____)

(注意事項)

- 1 追加（専任）技術者の氏名の欄には、本件工事に配置する技術者の氏名を記載する。
- 2 継続雇用期間（追加（専任）技術者）の欄には、追加（専任）技術者の雇用状況を記載すること。
- 3 備考の欄には、調達公告で特定資格として定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- 4 添付書類として調達公告で定める資格の資格者証を証明する合格証明書の写し、又は監理技術者資格者証の写し等を提出すること。
- 5 監理技術者資格者証の交付を受けている者にあつては、備考欄に交付番号等を記載すること。
- 6 追加（専任）技術者の配置の可否について「配置不可能」と報告する場合は、添付書類を要しない。

別表

各発注工種に対する特定資格一覧

発注工種	特定資格
土木一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ・ 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」） ・ 技術士（森林部門・選択科目「森林土木」） ・ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）
P C	
港湾工事	
土木解体	
建築一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士
建築解体	
大工工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士
左官工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士
とび等一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建設機械施工技士（土木工事のみ）
交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級土木施工管理技士（土木工事のみ）
法面一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士（建築工事のみ）
法面植生工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（建設部門）
法面保護工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」）
落石防止網工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（森林部門・選択科目「森林土木」）
アンカー工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）
石工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級土木施工管理技士（土木工事のみ） ・ 1 級建築施工管理技士（建築工事のみ）
屋根工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級電気工事施工管理技士 ・ 技術士（電気電子部門） ・ 技術士（総合技術監理部門（電気電子部門））
管工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級管工事施工管理技士 ・ 技術士（機械部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」） ・ 技術士（上下水道部門） ・ 技術士（衛生工学部門） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」若しくは「衛生工学部門」）
タイル等工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士
鋼構造物一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級土木施工管理技士（土木工事のみ） ・ 1 級建築施工管理技士（建築工事のみ） ・ 1 級建築士（建築工事のみ） ・ 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」）
鋼橋	

発注工種	特定資格
鉄筋工事	・ 1 級建築施工管理技士
舗装一般	・ 1 級土木施工管理技士
アスファルト	・ 1 級建設機械施工技士・技術士（建設部門）
しゅんせつ工事	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ・ 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）
板金工事	・ 1 級建築施工管理技士
ガラス工事	・ 1 級建築施工管理技士
塗装一般	・ 1 級土木施工管理技士（土木工事のみ）
区画線工	・ 1 級建築施工管理技士（建築工事のみ）
防水工事	・ 1 級建築施工管理技士
内装一般	・ 1 級建築施工管理技士
畳工	・ 1 級建築士
機械器具設置工事	・ 監理技術者資格者証（機械器具設置工事業に係るもの）を保有している者 ・ 技術士（機械部門） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
熱絶縁工事	・ 1 級建築施工管理技士
電気通信工事	・ 1 級電気通信工事施工管理技士 ・ 監理技術者資格者証（電気通信工事業に係るもの）を保有している者 ・ 技術士（電気電子部門） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「情報通信」）
造園工事	・ 1 級造園施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ・ 技術士（森林部門・選択科目「林業又は森林土木」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」）
さく井工事	・ 技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」） ・ 技能検定 1 級のさく井に合格した者 ・ 地すべり防止工事士として登録後、1 年以上の実務経験を有する者（地すべり防止工事に限る。）
建具工事	・ 1 級建築施工管理技士
水道施設工事	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士（上下水道部門） ・ 技術士（衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」）
消防施設工事	・ 監理技術者資格者証（消防施設工事業に係るもの）を保有している者 ・ 消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者
清掃施設工事	・ 監理技術者資格者証（清掃施設工事業に係るもの）を保有している者 ・ 技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
解体工事	・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ・ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）

